

機密保持規約

(甲) 登録会員と (乙) 株式会社テックウェル (関連会社を含む) とは甲乙間で相互に開示される情報の機密保持に関し、次の通り合意します。

第1条 情報の開示

甲及び乙 (以下、本規約に基づき情報を開示した者を「開示者」、同様に情報を受領した者を「受領者」という。) は、次条以下に基づき、互いに機密情報を開示するものとする。

第2条 機密情報

本規約において機密情報とは、文書、動産、音声または電子メールの方法で提供される次の情報を指すが、更に受領者の担当者が当該機密情報に接し又は当該機密情報を取り扱った結果、当該担当者が保持することになった無形の情報を含むものとする。

- (1) 乙が各種ネットワークのサービス及びシステムの提案、コンサルティング、システム構築を行うにあたり、甲が開示する甲のコンピュータ・システム、業務、技術、営業に関する情報。
- (2) 甲が提供する機密情報及びその他の情報に基づいて行うサービスに関し、乙が提供する乙の技術情報ならびにコンサルティング内容及び提案に関する情報。
- (3) 開示者が受領者に対して、機密または機密情報である旨を明示して開示した情報。
- (4) 開示者から最初に開示されたときに機密または機密情報である旨明示されていない情報 (例：口頭または視覚的な形で開示される情報) であっても、開示者が受領者に対して、開示後30日以内に、内容を特定できる程度に要約したうえ、機密または機密情報である旨を明示して書面で交付した情報。
- (5) 本規約の締結の前後、口頭、書面等の伝達手段、乙が機密と指定したか否かを問わず、乙が甲に提供した個人情報。本規約において個人情報とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

第3条 守秘義務

- (1) 受領者は、機密情報を善良なる管理者と認められる程度の注意をもって保持し、使途及び目的のいかんにかかわらず、第三者に対して、直接、間接を問わず開示または漏洩してはならない。
- (2) 次の場合には、前項の規定は適用しない。
 - イ 開示者の事前の書面による承諾がある場合。
 - ロ 法律上の手続に従って、開示を要請された場合。
 - ハ 受領者または開示者が証券取引所の定める各種規則に基く要請に従って開示する場合。
 - ニ 法令上秘密保持が義務付けられている専門家に開示する場合。
- (3) 受領者は、機密情報の提供、返却及び処分の方法について、都度開示者の指示に従う。
- (4) 受領者は、その役員社員はもとより退任退職者に対しても、本規約上の義務の遵守を求めるための最適な措置を講じる。

第4条 複製の禁止

受領者は、使途、目的及び方法のいかんにかかわらず、開示を受けた機密情報を複製してはならない。但し、開示者の事前の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

第5条 機密情報の使用目的

受領者は、甲乙間で各種ネットワークのサービス、コンサルティング、システム構築等を実現する目的にのみ機密情報を使用し、当該目的に反して自らまたは第三者のために使用してはならない。

第6条 期間

- (1) 本規約は、締結の日から退会及び登録解除の間に開示された機密情報の全てに適用される。
- (2) 本規約第3条及び第4条に定める守秘義務は、前項の期間終了後も存続する。

第7条 損害賠償等

- (1) 甲又は乙は、相手方の本規約違反により損害を被ったときは、相手方に対して損害を立証して賠償を請求することができる。
- (2) 甲又は乙は、前項の請求に代え、又は前項の請求とともに、当該損害を回復するのに必要な措置を請求できる

ものとする。

第8条 適用の除外

次の各号に該当する情報について受領者は本規約に基づく守秘義務を負わないものとする。

- (1) 開示者から開示を受けたとき、受領者において保有していた情報。
- (2) 開示者から開示を受けたとき、既に公知であった情報又は受領者の責めによらず公知となった情報。
- (3) 受領者が第三者より機密保持義務を負うことなく受け取った情報。
- (4) 開示者が第三者に対し、機密保持義務を課すことなく開示した情報。
- (5) 受領者が開示を受けた情報によらず独自に開発した情報。
- (6) 法令の定めにより開示を拒絶できない情報。

第9条 保証

開示者は、本規約に基づいて機密情報の開示を行う権利を有することを保証する。なお、いずれの関係者にも明示黙示を問わず、本条以外の保証は一切行わない。

第10条 権利

甲及び乙は、本規約の締結及び履行により、機密情報に関していかなる知的財産権に係る権利をも取得するものではない。

第11条 雑則

- (1) 本規約は、甲乙各々に対して、技術、又は役務、製品の購入、販売、ライセンス、譲渡又はその他の方法による処分義務を課するものではない。
- (2) 受領者は、開示者より受領した技術情報又はかかる情報を含んだ直接的間接的製品の他国への輸出又は再輸出に関し、日本国政府のみならず、他国の輸出貿易管理令等の規制を遵守することを了解する。
- (3) 本規約の締結は、甲乙間でいかなる共同事業、パートナーシップ、又は代理関係をも形成するものではない。
- (4) 本規約に関するいかなる修正、変更も、甲乙の記名捺印した書面により行われるものとする。
- (5) 本規約書の準拠法は日本法とし、また、本規約により生ずる紛争については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。